

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとするを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。




条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直し結果

改正及び運用の改善等を検討する条例

	条例名	見直し結果
1	神奈川県青少年保護育成条例	法令改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。

＜これまでの青少年保護育成条例の見直しと主な改正の経過概要＞

年	条例の見直し	主な条例改正（直近15年）
H20	（随時見直し）＊	粗暴性、残虐性を有する家庭用ゲームソフトが大量に出回る状況を背景に、団体表示図書類の販売等に係る努力義務等の追加などを規定した。
H21	要綱に基づく見直し（第1回） 青少年の健全育成に社会全体で取り組んでいく必要があることを理由に、条例改正を検討する必要があるとした。	 要綱に基づく見直し（第1回）を背景に、条例の全面改正を行った。
H22		
H27	（随時見直し）＊	風営法改正を背景に、風営法に適合させる改正を行った。
H28	要綱に基づく見直し（第2回） 青少年の健全育成を阻害するおそれのあることを理由に、新たな営業であるJKビジネスの規制について、条例改正を検討する必要があるとした。	 要綱に基づく見直し（第2回）を背景に、有害役務提供営業を営む者の禁止行為等の追加など規定した。
H30		
R1及びR2	（随時見直し）＊	いわゆる「自画撮り被害」の増加を背景に、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止を規定した。
R3	要綱に基づく見直し（第3回） 法令改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。	 要綱に基づく見直し（第3回）を背景に、民法に適合させる改正などを予定。 【改正概要（予定）】 ・民法改正に伴う改正（青少年の定義から、成年擬制の規定を削除する。） ・図書類の定義の見直し（図書類の定義から、フロッピーディスクなど古い記録媒体を含んだ例示を削除する。）
R4		

＊ 社会環境の変化や法律改正に伴う随時見直し。
 青少年保護育成条例は、平成20年以前にも11回の条例改正を実施している。

条例見直し調書

		作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和8年度
条例名	神奈川県青少年保護育成条例				
条例番号	昭和30年神奈川県条例第1号	法規集	第4編第2章第1節		
所管室課	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課				
条例の概要	青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するために必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	非行少年等の検挙・補導人数(※1)やみだらな性行為等の条例違反件数(※2)は減少傾向にあるものの、情報化の進展等に伴い、大人の目の届きにくい空間で青少年が事件・事故に巻き込まれるなど、現在においても青少年を取り巻く社会環境は深刻化、複雑化している。 こうした中、例えば、令和2年に自画撮り被害防止に向けた改正を行うなど、時宜に応じながら社会環境の整備を促進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止する本条例の規定内容は、一層重要性を増していることから、現在でも必要な条例である。			※1_非行少年 R2年 1,788人 (▲ 1,488人)、不良行為少年 R2年 32,574人 (▲ 4,998人) ※2_ R2年 120人 (▲23人)
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、青少年の健全育成を阻害する行為や環境から青少年を保護するという目的について一定の効果が上がっていることから現在でも有効に機能しているが(※)、法令改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正や運用の改善等を検討する必要がある。 また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。			※_深夜はいかい補導状況の推移 R2年 15,176人 (▲ 7,726人)
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、目的を達成するための必要最低限の規制を内容としている。また、青少年課及び地域県政総合センターの職員が、必要に応じて規制対象店舗に対する立入調査などを実施して条例の遵守を指導するとともに(※)、取締機関である警察においても十分な体制がとられていることから、現在でも効率的に機能している。 また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。			※_立入件数 R2年度 246件 (参考 R1年度 464件) (▲ 266件)、指導件数 R2年度 61件 (参考 R1年度 120件) (▲23件)
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、かながわグランドデザインプロジェクト「13_子ども青少年」と、主要施策「530 青少年が健全に育つ環境の整備」を実現するためのものであることから、県の基本方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例の性格上、憲法で保障される表現の自由、営業の自由に関する規制もあるが、「青少年の健全育成」という公共の福祉のため必要最小限度の規制であることから、違法性はない。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理由等 法令改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。		

